

聴覚の障がいがある方の運転免許取得と周囲の運転者の配意事項について (平成29年3月12日施行)

平成29年3月12日から、聴覚に障がいのある方(補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえない方)が運転できる自動車の種類が広がりました。

運転できる自動車などの種類

自動車などの種類	運転に必要な免許	H29年3月11日まで	H29年3月12日から
準中型自動車	準中型免許		●※
普通自動車	準中型免許又は普通免許	●※	●※
原動機付自転車	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許	●	●
小型特殊自動車	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は小型特殊免許	●	●
大型自動二輪車	大型二輪免許	●	●
普通自動二輪車	大型二輪免許又は普通二輪免許	●	●

※ 特定後写鏡等(ワイドミラー、補助ミラー又はバックモニター等)を取り付けることと、聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

■ 特定後写鏡等による準中型自動車又は普通自動車の運転について

特定後写鏡等により上記の車両を運転する場合は、臨時適性検査及び安全教育を受けていただく必要があります。

■ 聴覚障害者標識の表示義務と幅寄せ等の禁止



聴覚障害者標識

聴覚障がい者が運転する際に、聴覚障害者標識の表示を義務付け

- 聴覚障害者標識を表示しなかった場合
 - 2万円以下の罰金
 - 反則金 4,000円
 - 基礎点数 1点

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ、割込みの禁止

- 幅寄せ・割込みをした場合
 - 5万円以下の罰金
 - 反則金 6,000円(普通車)
 - 6,000円(普通車)
 - 基礎点数 1点

■ 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

周囲の運転者は、聴覚障がい者が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解するとともに、必要に応じ、減速を行うなどする必要があります。

周囲の運転者が特に留意すべき運転場面

- 「警笛鳴らせ」の警戒標識が設置されている、山地部の道路や見とおしのきかない交差点、曲がり角等
- 脇道から前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている自動車
- 自分の車線に車線変更しようとしている自動車

■ 聴覚障がいの方が新たに特定後写鏡条件の免許を取得する手続きについて

聴覚障がい者(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方)

指定自動車教習所を利用する場合

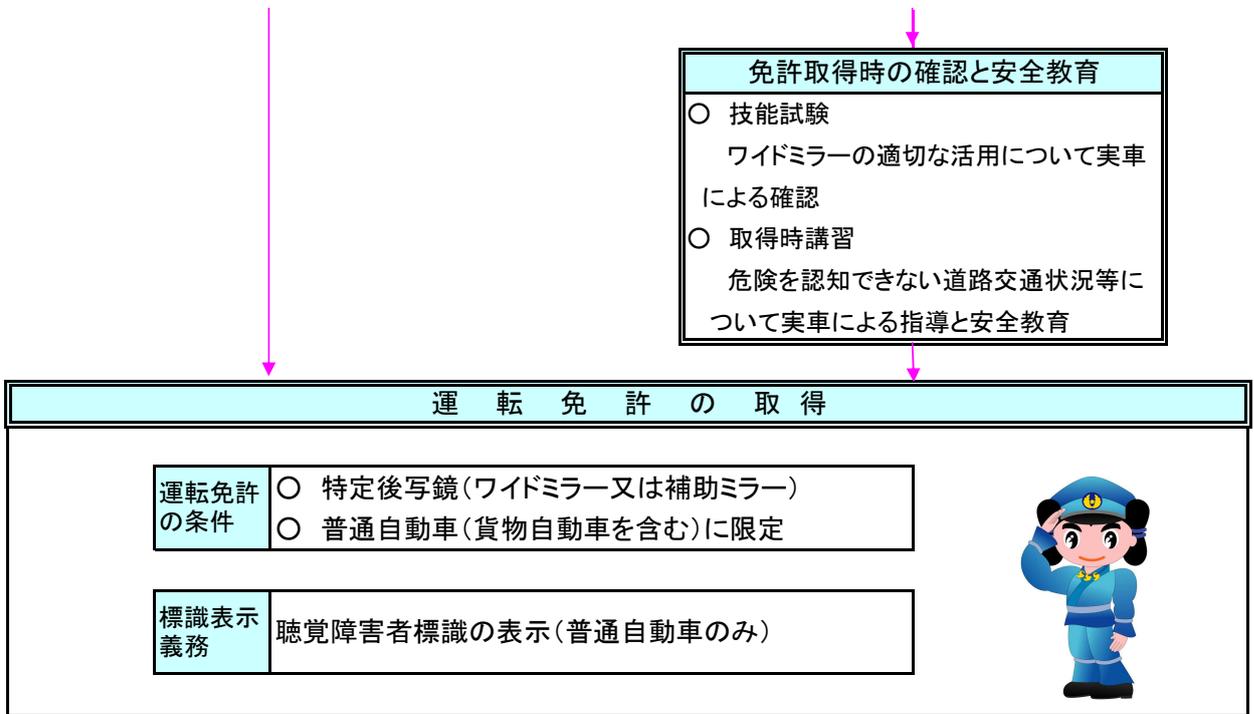
技能試験を受験する場合

教習における確認と安全教育

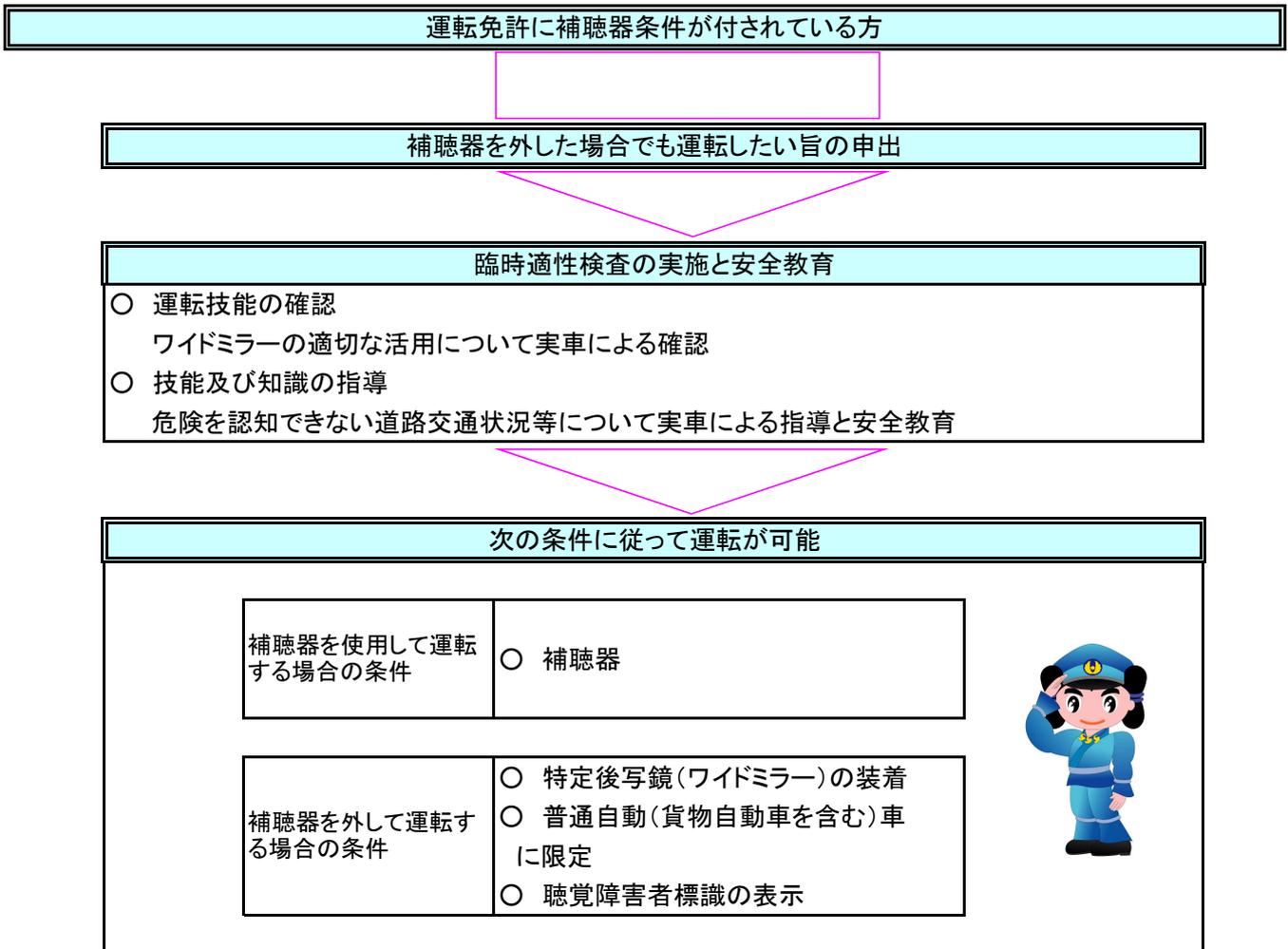
- 技能検定
 - ワイドミラーの適切な活用について実車による確認
- 学科教習
 - 危険を認知できない道路交通状況等について実車による指導と安全教育

運 転 免 許 試 験

取 得 時 講 習



■ 現に補聴器条件の運転免許を有する方が特定後写鏡条件による運転を希望した場合



なお、不明な点につきましては、次にお問い合わせください。

島根県運転免許センター

島根県松江市打出町250-1 TEL(0852)-36-7400